

報告第 13 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和3年11月24日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和3年8月6日（金）午後4時00分頃

2 事故発生場所

生駒市立真弓小学校

3 損害賠償額

219,720円

4 事故の概要

上記場所のグラウンド通用門において、児童を迎えに来た保護者が、自家用  
車で通行する際、固定されていなかった門扉が強風により、閉まってきたこと  
から、当該車両左側ドアに接触し損傷を与えたもの。

令和3年10月28日

生駒市長 小 紫 雅 史